

札幌豊平リトルリーグ 規約

昭和62年10月 1日 より施行
昭和63年10月 9日 一部改正
平成 元年11月19日 一部改正
平成 4年 2月 1日 一部改正
平成 6年11月 5日 一部改正
平成20年10月26日 一部改正
平成21年12月 5日 一部改正
平成22年12月 5日 一部改正
平成25年12月23日 一部改正
平成27年 4月15日 一部改正 (第20条2項追加)



SAPPORO TOYOHIRA

LITTLE LEAGUE

札幌豊平リトルリーグ規約

第1条 【名称】

名称は、札幌豊平リトルリーグ(以下 本球団)とする。

第2条 【目的】

本球団は、財団法人全日本リトル野球協会リトルリーグ委員会北海道連盟に所属し、硬式野球を通じて健康な身体と健全な精神を養成し、明朗且つ礼儀正しく、思いやりのある子供を育成することを目的とする。

第3条 【事務局】

本球団の事務局は、札幌市内に置く。

第4条 【団員及び賛助団員】

1. 全日本リトル野球協会規約に従い、所定の手続きを行った者を本球団の団員とする。
2. 本球団は、小学校3年生以上を団員とし、小学校2年生以下は準団員とする。
3. 選手の保護者及び役員を賛助団員とする。

第5条 【入団資格】

本球団に入団を希望するものは、次の手続きを完了しなければならない。

- (1) 本球団に入団申込書・誓約書・健康保健証のコピーを提出する。
- (2) 本球団にて入団が承認された場合は、入団金を納入する。

第6条 【団員及び賛助団員の除名】

団員、準団員及び賛助団員が下記の各号の一つにでも該当した場合は、役員会の議決により本球団から除名することができる。

1. 本球団の名誉を傷つける言動をしたとき
2. 本球団の運営を妨害する言動又は他の団員及び賛助団員に迷惑を掛ける言動が認められたとき

第7条 【事業】

本球団は、目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 上部所属団体主催の各事業への参加
- (2) 他リーグとの親善試合及び練習
- (3) リーグ育成及び団員の健全育成のための事業

第8条 【組織】

本球団は、前条の事業を行うために事務局の下に次の部を設ける。

指導部、審判部、婦人部、会計部

第9条【役員】

1. 本球団は、総会の互選により次の役員を置く。

会 長	1 名
監 督	1 名
事務局長	1 名
婦人部長	1 名
会計部長	1 名
会計監査	1 名
審判部長	1 名
2. 本球団は、必要に応じ、顧問、相談役、副会長、総監督を総会の決議により置くことができる。

第10条【役員の任務】

本球団の役員は、次の任務を負う。

1. 会長は、本球団を代表し会務を統括する。
2. 監督は、会員の指導に関する一切を統括する。
3. 事務局長は、本球団を運営するための事務の一切を統括する。
4. 審判部長は、上部所属団体と連携し、試合の運営を統括する。
5. 婦人部長は、本球団の婦人部を統括し、各種事業及び試合等の支援を行う。
6. 会計部長は、本球団の会計に関する一切の金銭管理を行う。
7. 会計監査は、会計及び財産の監査を行い、総会でこれを報告する。

第11条【役員の任期及び解任】

1. 本球団の役員の任期は1年とし、再任は妨げない。
2. 任期中に補欠または増員された役員の任期は、前任者又は他の役員の任期と同一とする。
3. 役員は任期満了の場合でも、後任者の就任まではその職務を代行する。
4. 役員に解任該当する言動があった場合は、役員会によりこれを議決する。

第12条【運営】

賛助団員は、各々が所属する各部を通じて本球団の活動に協力する。

1. 指導部
 - (1) 監督は、コーチを指名し、役員会の議決を得てこれを任命する。
 - (2) 監督・コーチ等の指導者は、本球団の趣旨及び目的を遵守し、その指導に専念しなければならない。
2. 審判部
 - (1) 審判部長は、副部長及び審判員を選任する。
 - (2) 審判部は、試合の審判を公平且つ公正に執り行なう。
3. 事務局、婦人部、会計部
事務局長、婦人部長、会計部長は、各々次長を指名し、役員会の議決を得てこれを任命する。

第13条【会議】

本球団は、次の会議を開催する。

1. 総会
2. 役員会

第14条【総会】

1. 総会は本球団の最高機関とし、年1回（10月から12月の期間）役員会が召集し開催する。
必要に応じ、臨時総会を開催することができる。
2. 総会の議長は、事務局長の指名により選出する。
3. 総会は、賛助団員（保護者の場合は家庭1名）の過半数を以って成立し、議決は出席賛助団員の過半数の賛同により決する。
但し、委任状による出席を認める。
4. 総会は、次の事項について審議・議決する。
 - (1) 活動・会計の立案と報告
 - (2) 役員を選出及び承認
 - (3) その他重要事項

第15条【役員会】

1. 役員会は、必要に応じ事務局長が召集し、第9条の役員で構成する。
2. 役員会の議長は、事務局長がこれにあたる。
3. 役員会は、役員過半数を以って成立し、議決は出席者の過半数の賛同により決する。但し、委任状による出席を認める。

第16条【会計】

本球団は、一般会計及び特別会計により運営する。

第17条【会計年度】

本球団の会計年度は、毎年10月1日から翌年9月30日までとする。

第18条【一般会計】

1. 一般会計は、入団金及び団費を原資とし、球団運営に必要な支出をする。
2. 入団金
本球団の入団金は、4,000円とし、入団時に納入する。
3. 団費
 - (1) 本球団の団費は、月額5,500円とし、定められた方法で納入する。
但し、準団員は月額2,500円とする。
 - (2) 兄弟・姉妹が在団する場合の団費については、2人目は月額3,500円とし、3人目以降は2,500円とする。
4. 既に納入した入団金及び団費は、その理由の如何を問わずこれを返金しない。

第19条【特別会計】

1. 特別会計は、貸出料及び一般会計剰余金を原資とする。
2. 特別会計を支出する場合は、役員会の決議を必要とする。
3. 貸出料
 - (1) 貸出料は、年間3,500円とし、一括で納入する。
 - (2) 貸出料の納入により、球団指定の試合用ユニホーム・試合用帽子・グラウンドコート・バックを球団から貸与する。
 - (3) 途中入団の場合の貸出料については、6～8月入団の場合のみ年間2,000円を入団の翌月に一括で納入する。但し、9月入団の場合のみ免除する。

第20条【臨時徴収金】

1. 団員、準団員及び賛助団員が各種事業及び対外試合に参加するに当たり、必要に応じてその都度徴収金額を役員会にて決定し、本球団の運営活動に充てる。
2. 遠征における団費の臨時徴収は、別表第1に従い各遠征個別で算出する。

別表1

遠征における団費の臨時徴収表	大会に伴う遠征			大会以外の遠征(強化合宿等)		全ての遠征
	出場資格者		出場無資格者	メジャー	マイナー	保護者不帯同参加 (小3以下は不可) 不帯同時の負担金
	参加者	辞退者				
道内遠征経費の各家庭負担額	A÷全家庭数	A÷全家庭数	A÷全家庭数	A÷全家庭数	A÷全家庭数	+1500円/日
各家庭上限額			5,000円		5,000円	
道外遠征経費の各家庭負担額	A÷全家庭数	A÷全家庭数	A÷全家庭数	A÷全家庭数	A÷全家庭数	+2500円/日
各家庭上限額			10,000円		10,000円	
連合チーム遠征経費の各家庭負担額	A÷全家庭数	A÷全家庭数	A÷全家庭数	参加家庭で負担		+2500円/日
各家庭上限額		5,000円	5,000円			
その他	準団員家庭は、上記表にて算出した負担額の半額とする ※準団員=小2以下					
	臨時徴収額の総額が遠征経費に満たない場合は、其の不足分を遠征参加家庭で均等に負担する					
特記 A=遠征経費 ※遠征経費は団としての交通費(借上げバス代等)、指導者の交通費及び宿泊費等とし、遠征補助金、寄付金等は遠征経費に補填する ※計算上発生する1,000円以下の端数の取り扱いは事務局長に一任する ※上記金額は父母総会の過半数の賛同において変更出来るものとする						

第21条【休団】

止むを得ない事情により休団（1か月以上）する場合は、所定の休団届を提出し、役員会が承認した団員については、その期間の団費を半額とする。

第22条【保険】

1. 団員及び準団員は、スポーツ傷害保険に加入する。
2. スポーツ傷害保険の加入手続きは、本球団で行う。
3. 練習・試合中・その他の事故の補償は、傷害保険の範囲内で行う。

第23条【解散】

1. 本球団の目的達成及び運営が困難となり解散する場合は、役員会の決議をもって総会を開催し、出席者の3分の2以上の賛同を得なければならない。
2. 解散時に存在する残余財産の処分は、役員会の決議により決定する。

第24条【改廃】

球団規則の変更は、総会出席者の3分の2以上の賛同を持って行うことができる。

付則	昭和62年10月	1日	より施行する
	昭和63年10月	9日	一部改正
	平成元年11月	19日	一部改正
	平成4年2月	1日	一部改正
	平成6年11月	5日	一部改正
	平成20年10月	26日	一部改正
	平成21年12月	5日	一部改正
	平成22年12月	5日	一部改正
	平成25年12月	23日	一部改正
	平成27年4月	15日	一部改正（第20条2項追加）